

埼玉ミニ情報

発行
社団法人埼玉県接骨師会
総務部

上半期の会務を総括して

会長 瀧辺 吉博

今後は定款の見直し、支部の維持・運営の協議

平成20年度の課題といたしまして、5月の総会にて承認を頂きました、公益社団法人移行認定申請に向け、既に会計基準は見直され実施しております。今後は健全かつ継続的な管理運営をするためにも、定款の見直しを進め、また見直しに付随し、支部の維持・運営の問題等を協議していかねばと考えております。時間を掛け十分議論をし検討して、会員皆様のご理解を頂きたいと思っております。

2点目としまして、4月1日から医療制度として「後期高齢者医療制度」が始まりました。このことにつきまして、国保連と調整をとり埼玉県後期高齢者医療広域連合を中心として、スタートをいたしました。

3点目としましては、社保庁解体に伴い、約3,600万人が加入する政府管掌保険が10月1日から全国健康保険協会に移管され、各都道府県47個所に支部を設け健康保険の保険者として保険給付の事業を実施しております。療養費の支払い業務につきましては、健保協会がコンピュータ処理の集約化により民間委託業者が実施するため、早期入金が可能であると、健保協会埼玉支部より報告を受けております。

社団法人60周年記念事業・池谷幸雄の親子体操教室

4点目としましては、埼玉県接骨師会創立88年・社団設立60周年記念事業が平成21年2月22日（日）に開催されますが、皆様方のご協力をお願いいたします。それに伴い公益活動の観点から、記念事業の一環として、前日の2月21日（土）午前10時から「埼玉市民公開講座・オリンピックメダリスト池谷幸雄親子の体操教室」を計画しております。埼玉県民へ柔整師の存在をアピールして行きたいと思っております。

5点目としましては、6月1日に朝日新聞の第1面（全国版）に接骨・整骨院治療として保険請求を柔整師が意図的に3部位請求として暴利をむさぼっているという内容の報道がありました。これらの記事はすべてが妥当であるとは思いません。本会におきましても、即、部位数の平均を出しましたが、この報道の平均とはかけ離れた常識の推移であります。また、報道で指摘されているのは極端に悪質な接骨院であり、一部ビジネス化したチェーン展開の経営者であります。

今後におきましても、さまざまな新聞報道等があると思いますが、私ども柔整師はこれを契機に襟を正し、国民のため業務に精励することであると思っております。

日本郵船健康保険組合について《解決に向け日整で鋭意検討中》

日本郵船健康保険組合の療養費取扱いで、問題提起されております。このことにつきましては、日整が関係機関に申し入れを行っており、現在、対処しているところであります。また、本会におきましては10月の送金通知で、文書にて報告しております。

平成18年度の会務の中で、柔道整復師の原点に立ち返ろう（平成18年5月31日付け埼玉ミニ情報特集号）という施策の中で「柔道整復師の現況と将来に向かって」というテーマで、会員の皆様と2回に分けて研修会を開催致しました。その際には健康保険法第87条、柔道整復療養費の受領委任制度を始め、医療類似行為、柔整の業務範囲等々、様々な角度から検討を加え、柔道整復師の今後の展望についてお話させていただきました。研修会に参加された会員は脳裏に焼きついていると思われまふ。平成18年研修会以後、入会された会員、また、両日の研修会に出席されていない会員の皆様には、機会を設け健康保険法等についての研修会を実施してまいりたいと思っております。

受領委任制度は今後も必要と厚労省・・・国会で答弁

受領委任制度について、平成19年10月2日、国会法第74条において民主党・辻議員から「柔道整復師による療養費の不正請求問題に関する質問主意書」が提出され、13番目の質問事項として「柔道整復師の療養費の受領

委任払いは、かつて整形外科医が大きく不足していた時代に患者の治療を受ける機会の確保等の患者保護のため特例的に認められたものである。しかし、公的医療保険の財政危機が叫ばれ、医療制度の在り方が大きく論じられる現在、国民の安心できる医療提供体制の継続のためには、療養費の受領委任制度そのものの見直しが必要だと思われるが、政府の見解を示されたい」との質問に対し、政府側は、「厚生労働省としては、受領委任の制度については、患者が施術に係る費用の負担を心配することなく、その傷病に対する手当等を迅速に利用することを可能とする趣旨から認めているものであり、今後とも必要な制度と考えていることから、それ自体の見直しを行うことは考えていない。」と答弁しております。

混乱する医療制度の中にあつて、健康保険法や受領委任制度等については検討・改善すべき点が多々あるかと思われまふ。しかし、私ども柔道整復師は先達者が築いてくれた受領委任制度の堅持は勿論のこと、更なる発展・改革を旨とし取り組んでいく必要があります。私以下役員一同は全身全霊、身を粉にして諸問題に取り組んでまいり所存であり、会員の皆様が安心して業務できるよう努力してまいります。今後ともご理解の程お願いいたします。

保険部：10月末に保険請求の適正、業務範囲の遵守等については会員の皆様には通知してありますが、『施術内容の疑義、通院日数の相違(水増し)、重複請求、本人・家族・従業員の施術等』の内容につきまして、行政、保険者から会員数名への指導調査が入り実施しております。結果、水増し請求(①部位数が多いので日数に振り替え②材料等の提供を日数に振り替え)、重複請求等の事案が発覚しております。また、これらの指導で共通して言えることは施術録の不備が見られ、施術録を全く作成していなかったり又は急場しのぎにて指導当日用に作成されております。更に悪い例ですと、本人が全く悪びれた様子が見られず、責任転嫁する始末です。幾度となく埼玉ミニ情報の中でも注意しておりますが、施術録が療養費支給申請の根源をなすものであることを再認識し、施術時すみやかに負傷原因その他の必要事項を、施術者本人が明確に記載し、適正な支給申請の証拠として整備に努めるようお願いいたします。

Q&A

Q1：初検時相談支援料について？

A1：初検時において、患者に対し、施術を伴う日常生活等で留意すべき事項等きめ細やかに説明し、その旨を施術録に記載した旨を算定できます。

具体的には

- ①日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限等）
- ②患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明
- ③受領委任の取扱いについての説明
- ④その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援

なお、同月内においては、1回のみ算定できること。また、6により初検料のみを算定した場合においては初検時相談支援料は算定できないこと

※6とは 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること

Q2：政府管掌保険が10月1日から全国健康保険協会（協会けんぽ）に移管されましたが、仕組みがよくわかりませんか？

A2：10月1日以降は政府管掌健康保険に係る療養費の審査・支払いについては、全国健康保険協会が柔道整復師審査委員会を設置し実施いたします。また、協定の契約等の締結に関する業務（受領委任に係る登録、変更等含む）は地方厚生（支）局で行います。因みに埼玉県の場合は関東信越厚生局（監査課）で行います。



◆行事予定◆

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 20. 12. 29(月) | 事務局仕事納め |
| 21. 1. 5(月) | 事務局仕事始め |
| 21. 2. 8(日) | 平成20年度新入会員保険業務講習会(埼玉会館) |
| 21. 2. 21(土) | 市民公開講座 (さいたま市立植竹小学校体育館) |
| 21. 2. 22(日) | 社団設立60周年記念式典 (パレスホテル) |
| 21. 3. 1(日) | 平成20年度保険業務講習会 (熊谷会館) |
| 21. 3. 8(日) | 第31回関東学会 (宇都宮市文化会館) |
| 21. 3. 14(土) | 第60回定時総会 (予算) (埼玉会館) |